

2021年10月8日

各位

会社名 株式会社TOKAIホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鶴田 勝彦
(コード番号 3167 東証第1部)

問合せ先 代表取締役常務執行役員 山田 潤一
(TEL.054-275-0007 (代表))

当社子会社元従業員による不正行為について

この度、2021年7月に実施された名古屋国税局による税務調査により、当社子会社2社の元従業員による不正行為が発覚いたしました。このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、お客様、株主の皆様、並びに関係するすべての皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 不正行為の概要

現時点で判明している不正行為の概要は下記のとおりです。

(1) 株式会社ザ・トーカイ

本件は、元従業員Aが受注した工事案件において、2014年2月から架空請求等を行い、不正な利益を得ていたものであります。その総額は約173百万円であります。

(2) 東海ガス株式会社

本件は、経理担当者であった元従業員Bが、その立場を利用し、2014年3月から自らの銀行口座に不正に送金し、会社の資金を私的流用したものであります。その総額は約368百万円であります。

2 処分等

元従業員及び上司を含む社内関係者については、社内規程に則り厳正な処分を実施いたします。

3 今後の対応

本件発覚後、顧問弁護士を委員長とする社内調査委員会を立ち上げ、「詳細な内容の解明」「管理者の責任」「原因究明」「再発防止」をポイントとして調査を進めております。社内調査委員会による調査の終了時には委員会より調査報告書を受領次第、速やかにお知らせいたします。また、社内調査委員会の調査の途中で開示すべき事項があった場合には、速やかに公表します。

今般の不正行為の発生を厳粛に受け止め、社内調査委員会の報告を踏まえ、今後内部統制の一層の強化とその実効性の向上に取り組み、再発防止に努めてまいります。

以上

【本件に関するお問い合わせ】

株式会社TOKAIホールディングス 広報部
担当 青島 TEL 054 (273) 4878